

小山工業高等専門学校情報公開取扱規程

制 定 平成28年10月12日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第70号。以下「機構規則」という。）又は別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書をいう。

(情報の提供等)

第3条 校長は、本校が保有する法人文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者に対し、該当する法人文書の特定が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう努めなければならない。

2 校長は、法人文書の開示に供するための場所を設けなければならない。

(決定権者)

第4条 本校が保有する法人文書の開示又は不開示（以下「開示等」という。）の決定については、機構規則第4条第2項の定めにより、校長が行うものとする。

2 校長は、前項による決定をした場合は、開示請求書及び決定通知書の写しを独立行政法人国立高等専門学校機構理事長に送付するものとする。

(開示請求の手続き)

第5条 開示請求の手続きを円滑に運用するため、開示請求に関する窓口として、総務課に情報公開窓口を設置するものとする。

2 開示請求の受付は、情報公開窓口において受付けるものとする。

(開示等の検討)

第6条 校長は、前項により法人文書の開示等を決定するに当たっては、必要に応じて運営会議又は当該法人文書に係る委員会に意見を求めることができるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年10月12日から施行する。

2 小山工業高等専門学校情報公開取扱要項（平成13年4月1日制定）及び、小山工業高等専門学校情報公開委員会規程（平成13年4月1日制定）は廃止する。